

オーストラリアの教育制度の概略

佐藤克敏 ・ 齊藤宇開 ・ 徳永 豊 ・ 小塩允護
(京都教育大学) (国立特殊教育総合研究所)

1. オーストラリア基本情報

人口は、約2063万人（2006年4月）であり、769万2,024km²（日本の約20倍）である。内陸部が不毛地帯であるため、沿岸部にほとんどの人が住んでおり、人口は各州の州都をはじめとした都市部に約2/3の人口が集中している。

オーストラリアは6つの州と準州、特別地域に分かれ、すべての州は、知事、州首相、選ばれた大臣からなる州議会を持っている。

2. オーストラリアの教育制度

教育政策全般は、連邦政府によって統括されているが、教育を各州の教育省レベルが管轄しており、州毎に教育制度が異なっている。図1に一般的なオーストラリアの教育制度と資格制度を対応付けてしめた。

(1) 就学前教育と義務教育

義務教育ではないが、初等教育を受ける前に準備期間として就学前教育が通常は1年間（各州の初等教育就学年齢に従って、4～5歳児が）学校入学準備クラスに通う。

初等・中等教育(小学校から高校)は、通常、5歳もしくは6歳に初等教育が始まり、12年生までの学年制となっている。初等教育は6年生までで、中等教育は7年生から10年生までと11年生、12年生に分かれている。義務教育は10年生（日本の高校1年）で修了するが、大学などへの進学希望者は11、12年生に進み、将来進む道を考慮して専門分野に沿った選択科目を選ぶ。オーストラリアでは、進学希望者は12年生終了前に各州の「統一高等学校資格試験」を受け高校修了資格を得た上で、その点数に応じて希望の教育機関に進むことができる。

また、高校や専門学校、大学・大学院で取得できる全15の資格・学位を全国的に認定し互換できる制度「オーストラリア教育資格システムAQF: Australian Qualifications Framework」が採用されており、国内で取得した資格・学位や単位は、別の

学校でも認定される。

(2) 高等教育(Tertiary Education)

高等教育(Tertiary Education)は二つの制度に大別できる。職業教育訓練 (vocational education and training: 以下VET) として教育施設や産業によって実施される教育と、大学やその他の高等教育機関で実施される教育である。

VET制度では、国レベルで認められた特定の産業に基づいた資格を、TAFEと呼ばれる高等職業専門学校や私立大学を含めた公認の訓練施設から授与することができる。学生は定められた能力の基準を達成できたときに卒業できる。TAFEは、州政府によって運営されており、カリキュラムとして、情報産業・応用デザインサービス、第一次産業・観光・接客サービス、製造・建設・運輸サービス、ヒューマンサービス、ビジネスサービスなどの分野に分かれ、それぞれのカテゴリー内にホテルやレストラン経営、観光、通訳、スポーツ指導、ホスピタリティなど多彩なコースが用意されている。理論的な講義だけでなく、実践的・体験的な学習が多く取り入れられている。

大学やその他の高等教育機関には、学士号や、研究によって得られる高い学位を含む様々な大学院課程の学位を授与するコースがある。大学には、その他の短期課程や企業のための開発コースなども用意されている。2004年度の高等教育に対する政府予算は66億豪ドルで、大学の在学生数は90万人を超えると推定されている。

3. 教育から就労への移行に関する近年の動向

オーストラリアはアボリジニを含んだ多民族国家である。近年では、就労し、税金を支払うことが可能な若者の人口を増やすことに対して、積極的な施策を施行している。これを具体化するために、1990年9月、当時の首相が若者進路行動計画対策委員会を設置し、若者とその家族を支援するためのよりよい方策を提案した。ここで提案された内容に基づき、若者に以下のような機会を与えるための国のか

かわりがなされてきている。

- ・12年間の教育または同等の職業訓練を終了する。
- ・職業教育，訓練プログラム，構造化された職場学習を就学中及び学業終了後も保証する。
- ・若者が地域の一員として独立して，自信を持って，意欲的になれるような雇用や生活技術を獲得する。
- ・専門的なキャリア・移行支援システムを利用することが可能である。
- ・もしも12年間の教育を終了していないならば，地域において可能な関連教育や訓練プログラムに戻ることができる。

- ・所属する地域において，問題解決のための早期介入，危機に対する支援，適切な長期支援等を提供するような広範囲の支援システムが入手可能である。
- ・地域の文化的，余暇的，スポーツ，地域サービス等の活動に参加すること。

以上にみられるように，オーストラリアでは職業訓練等の中等教育後の教育機関と資格制度がリンクしており，これは，税金を支払うことが可能な若者を増やすための積極的な施策の一つであるといえる。

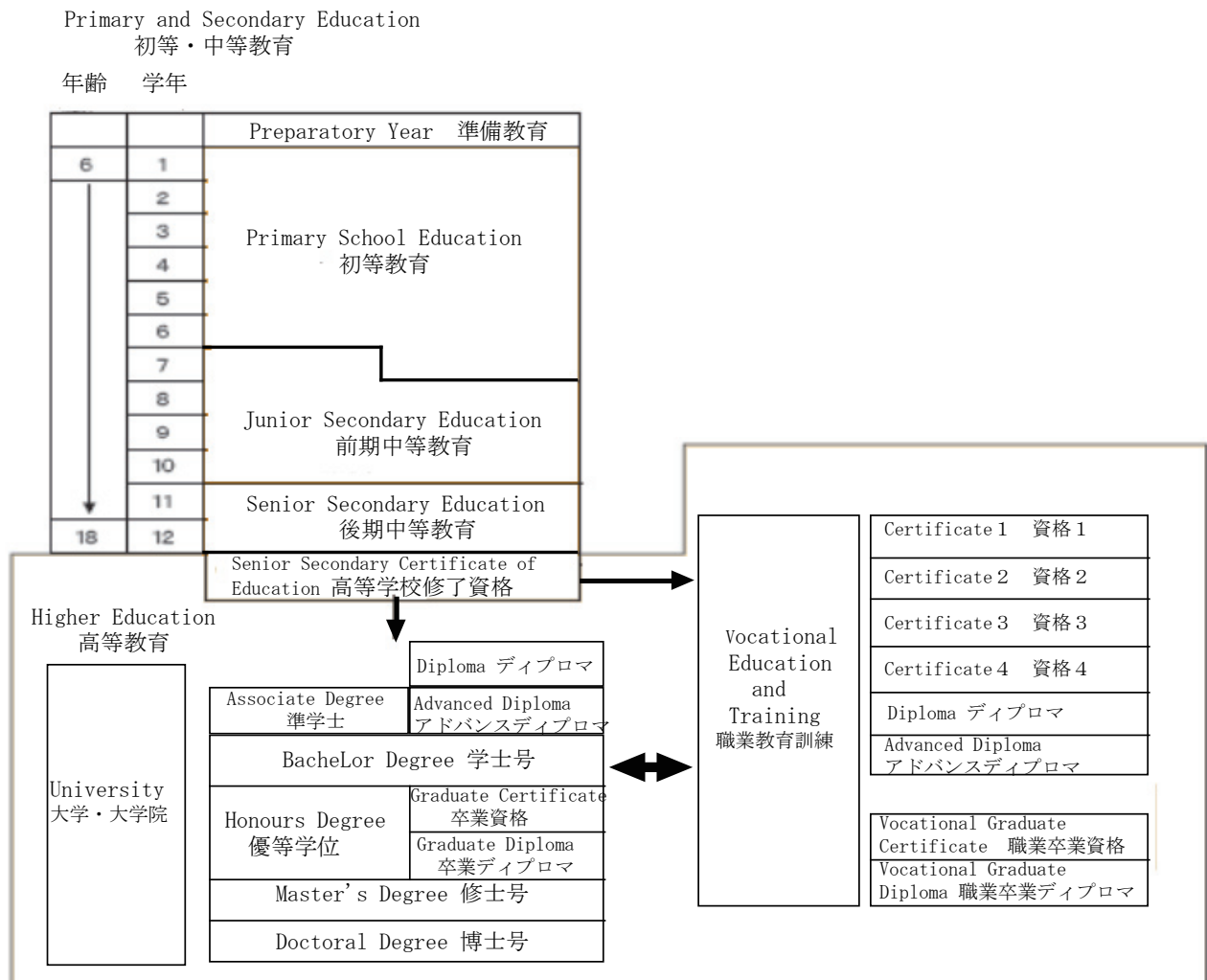


図1 教育制度と資格制度の対応

南オーストラリアの知的障害のある人の生涯学習

佐藤克敏 ・ 齊藤宇開 ・ 肥後祥治 ・ 小塩允護
(京都教育大学) (国立特殊教育総合研究所)

1. 州の概略

南オーストラリア州は、オーストラリア大陸の中央南部に位置し、面積は日本の約3倍、人口は約150万人である。州都アデレードの人口は約105万人で、アデレードはオーストラリアで5番目に大きい都市である。州立の学校は609校あり、その内318校は都市部にある。初等学校は、1クラス約20人前後で運営している。

2. 特別教育の概要

(1) 障害差別禁止法が教育に及ぼした影響

1992年に成立した障害差別禁止法は、可能な限り障害を根拠とした差別をなくすために制定された法律である。この法律は1993年5月から施行されており、障害のある人の教育に大きな影響を与えている。この法律の施行に伴い、教育機関における障害のある児童生徒、学生への対応について、国もしくは州の教育省では、法律を遵守するための障害のある人に対する教育の基準を示している。

国の教育省から示されている基準の中には、入学に関すること、参加に関すること、カリキュラム開発や提供に関すること、支援サービスに関することなどの基準となる手続きや留意点が述べられている。これらの基準には、障害のある児童生徒や学生が障害のない児童生徒や学生と同じように、容易に参加できたり、カリキュラムやプログラムをニーズに合わせて適切に調整したり、必要に応じて特別なサービスを提供したりすることが含まれている。障害差別禁止法の対象には、肢体不自由、知的障害、精神障害、感覚障害などの障害の他に学習障害も含まれている。

(2) 障害のある児童生徒への対応

南オーストラリア州においても、障害差別禁止法に抵触しないよう障害のある幼児、児童生徒、学生への教育システムやサービスなどを提供している。初等教育、中等教育の段階では、通常学校内に、特別学級と特別施設(14校)があり、その他に特別学

校(17校)が設置されている。また、初等教育、中等教育学校の中に、言語コミュニケーションクラス(6校)、聴覚障害のある児童のためのセンター(7校)、視覚障害のある児童のためのセンター(2校)、身体障害のある児童生徒のための連携プログラム(4校)が設置されている。2002年から2003年の障害のある児童生徒の在籍クラス・学校を見ると、通常のクラスに80.7%、特殊学級に8.0%、特別施設に3.3%、特別学校に7.9%という内訳となっている。全児童生徒の割合からみると0.7%が特殊学校に在籍していることになる。日本が0.47%であるため、南オーストラリア州の方が特別学校に在籍している児童生徒の割合が高いことがわかる。

この他に、通常学校における特別なプログラムや支援として、①1対1でのサポート、②少人数学習、③学習支援者プログラム、④学校支援官からのクラス内でのサポート、⑤学校カウンセラー、⑥特別教育教師、⑦アコモデーション(適切な)、⑧逆統合(通常のクラスから特別施設などに通級すること)、⑨ケースマネジメントなどが提供されている。これらの支援は、児童生徒のニーズに応じて組み合わせられて利用される。教育省では、学校の資源は限られているため、プログラムや様々な指導法を全ての児童生徒の学習ニーズを満たせるように、適切に利用するのは教師の責任であり、利用可能な財源を有益に利用するのは校長の責任であると述べている。

特別な支援を受ける全ての児童生徒に対して、交渉教育計画(Negotiated Education Plan)が作成されている。これは日本での個別の指導計画に相当するものである。ただし、作成の仕方は、保護者、管理職、教員、必要に応じて外部の専門機関の職員が協議を通じて作成するというものであり、アメリカのIEPと似ている。さらに近年では、可能であれば本人を巻き込んだ計画の作成が検討されている。必要に応じて学校に障害のある児童生徒用に開発された教材を貸し出す特別教育リソース施設(SERU)では、HPのサイトで交渉教育計画を作成するプログラムを提供している。このプログラムは、ガードナーの多重知能理論に基づいて作成されており、児童生徒の学習スタイルに応じたプログラムが

作成できるように工夫されている。

また、中等学校からの移行サービスとして、移行サービスセンターを2箇所設置しており、一定の間交渉教育計画に基づいて、機関の内外で実習を行うプログラムもある。移行サービスセンターの一つであるDaws Road Centreでは、次の資格を取得できるプログラムになっている。

南オーストラリア州教育資格：ステージ1

- ・職業教育
- ・職業探索スキル

職業教育と訓練（VET）資格：資格I

- ・安全サインと情報
- ・インタビュー技術
- ・電話の利用
- ・基礎的測量
- ・自己紹介
- ・個人的な技術
- ・毎日の生活と仕事における数
- ・健全な対人関係とネットワークの構築
- ・応急措置

3. 中等教育後の教育機会

州政府の所轄部門では、継続教育や職業教育には、TAFEや大学等の授業を受講する、職場で学ぶ、オンラインで学ぶ、見習い期間やtraineeshipを利用して職業と訓練を同時に行うなどの方法があるとしている。

（1）地域の教育機会

州の教育省内にある地域成人教育（Adult Community Education）部門によれば、「地域成人教育とは、成人のための形式的でない、幅広い範囲の学習の機会を示す用語である」と定義している。このような学習の機会には、①仕事、学習、地域生活への参加を促す準備としての個人的スキルの発達を助けるコース、②言語スキル、読み書きスキル、計算スキルの改善のために個人やグループのニーズに応じたサービス、③健康や環境の問題への気づきを促すプログラム、④社会的なネットワークを発展させることを助けるように計画された工芸やレジャーに関するクラス、⑤5から15人程度で民主主義や市民の権利（citizenship）のような社会的な問題について定期的な集まりをもって学び、議論しあ

う学習サークルなどがある。

このような機会はどこでも開催できるとしており、以下のような教育機会があると紹介している。

コミュニティセンター

成人のための学校

図書館

協会

養護老人センター

情報技術センター

TAFE

保養施設

動物園

工芸品

学校

職場

など

地域成人教育部門が発行している「The Guide : Adult Learning Opportunities in South Australia」をみると、173のプログラムが紹介されている。その内、知的障害のある人も対象としていることが明記されているプログラムは7つほどである。対象が明記されていないプログラムが多いことから、通常のプログラムと一緒に学ぶ機会もあるのかもしれない。例として、表1に知的障害のある人も対象としたプログラムの内容をいくつか紹介する。

（2）Camden Community Centre

表1で示した「Camden Community Centre」には実際に訪問し、知的障害を対象としたプログラムの開始の経緯や概要を聞くことができたので以下に示す。

①機関の概要

アデレードのコミュニティセンターの中では古くからある機関の一つである。1975年に古くなったCamden小学校の地域利用について検討委員会が作られ、1978年に設置された。

プログラムには、読み書きクラス、コンピュータクラス、民族芸術クラス、ダンスグループなど、読み書きや余暇等があり、その他に保育、家庭・地域サポートも行っている。月曜から日曜まで毎日40程度のプログラムやサービスを提供している。

インクルーシブな教育機会やサービスの提供を行うことを重視し、対象には、知的障害だけでなく、認知症、精神障害など知的、社会的、身体的に何ら

表1 知的障害のある人も含まれるプログラムの例

	Reedbeds Community Centre Inc	Camden Community Centre	Laas Riverland Day Opton
どのように地域成人教育に貢献をしているか	障害のある人を含む地域全体にプログラムを提供している	地域で必要とされる成人の基礎教育コースを包括的・個人的に提供している	障害のある人に個別化されたのデイ・プログラムと挑戦的行動に対する行動マネジメントの技術を提供している、
中心となるプログラムのリスト	読み書き 計算 50歳以上の人のフィットネス 美術と工芸 空手 タップダンス ヨガ 調理 “挑戦しよう” 障害プログラムとディスコ 自己啓発 環境情報 種々の利益団体	知的障害のある人だけでなく、学校にいけなかった人や英語が第二外国語である人、学習困難のある生徒成人などを含んだ全ての成人の学習者のための <u>言語と読み書き、計算プログラム</u>	コンピュータクラス 地域サービス計画 地域参加（図書館、お店、銀行など） 社会的スキル レクリエーション活動 美術と手工芸プログラム

かの困難のある人が含まれている。

②知的障害を対象としたプログラム開始の経緯

アデレードの西部地区にミンダーという大規模施設がある。国の施策で、できるだけ多くの障害のある人が地域で生活するようになった。独自に質問紙による調査を行った結果、ミンダーのような施設に入所していた人の多くが、学校に行っていたことがなく、学んだことがないという人であった。そのため、読み書き、計算等基礎的な学習スキルが形成されておらず、地域で生活するためにも、基礎的な学習スキルを身に付ける必要があると考え、本プログラムを開始した。

③目的とプログラム

本プログラムでは、ライフ・スキルと読み書きスキルの促進を目的としている。ただし、机上の読み書きのスキルを身に付けるのではなく、地域で生活するために必要な読み書きスキルを身に付けることを重視している。

④プログラムの特徴

州の教育省にある地域成人教育部門からファンドを得て実施している。このプログラムの特徴は、TAFEと連携して、資格Iが取得できるところにある。

(3) TAFE

「The Guide : Adult Learning Opportunities in South Australia」には、TAFEや大学といった公的な教育機関プログラムも紹介されているが、特に知



写真1 授業風景

的障害のある人を対象としたプログラムのことは明記されていなかった。

しかしながら、TAFEには障害のある人をサポートするシステムと障害のある人向けのプログラムがあり、身体障害だけでなく、知的障害のある学生に対するコースを設定したTAFEもある。TAFEでは、資格を取得することが求められるが、資格取得のためには一定の評価を達成する必要がある、この評価が満たせない場合、資格を得ることはできない。同じ授業を何度も受講することはできないが、異なる講義であったり、別のTAFEであったり、コミュニティセンター等他の機関の講座であれば、何度も資格Iの取得に挑戦することができる。Camden Community Centreも、TAFEと同様に資格Iをとれる講座があるが、資格II以上になると

TAFEに限定される。

南オーストラリア州アデレードにあるTAFE職業準備クラスでは、言語、読み書きの能力と数量的思考能力コースを提供しており、実生活の作業課題と状況を通して言語、読み書きの能力と数量的思考能力技術を習得することを目指している。このコースは多様な背景をもつ人を対象としており、次のような場合にあっていているとしている。

- ・ 移民者
- ・ 職場に戻ろうとしている女性
- ・ 雇用される人
- ・ 雇用を求めている人
- ・ 職業訓練や継続教育の機会を探している人
- ・ 選択テストに備える
- ・ AUSLANサインランゲージを学びたい人
- ・ キャリアの進展のために言葉、読み書きの能力と数量的思考能力技術を向上させる

アデレードのTAFEにおける職業準備クラスをみると、資格Ⅰのプログラムが2つ、資格Ⅱのプログラムが5つ、資格Ⅲのプログラムが5つ、資格Ⅳのプログラムが2つ、英語熟練証書（Diploma of English Proficiency、英語スキルの資格ⅠからⅣ全てにあたる）1つが設置されている。

資格Ⅰのプログラムは、「話し言葉と書き言葉」「職業教育への導入」の2つであり、「職業教育への導入」は、聴覚障害のある人が履修するのに適した内容であるとしている。「話し言葉と書き言葉」は、6ヶ月で終了するコースである。聞く、話す、読む、書く、計算するといったより基礎的な内容のプログラムである。

訪問した資格Ⅰの職業準備クラスの一つである知的障害を対象としたクラスでは、16歳から60歳の人 が学んでおり（統合失調症の人も在籍していた）、16歳の学生は高校に在籍していて学びに来ているということであった。本コースは、半年で40ドルであった。

以下では、「The Guide : Adult Learning Opportunities in South Australia」に掲載されていないフリンダース大学で知的障害のある成人にインクルーシブな教育機会を提供しているアップ・ザ・ヒル・プロジェクトの試みを紹介する。



写真2 職業準備クラスの入り口

4. フリンダース大学におけるアップ・ザ・ヒル・プロジェクトの試み

（1）開始の経緯

1997年に学生であったGibsonのオナーズ論文におけるパイロットスタディがプログラムの最初である。大学も地域と同じようにインクルーシブな環境を提供することは、知的障害のある人が同年代の学生が在籍する大学の中で生活し、学習することを学ぶ新たな教育機会のオプションとして意味があるのではないかという考えが本取り組みの原点となっている。

（2）プログラムの概要

①目的

社会的なスキルを身につけ、人とのネットワークを構築することを目指すことを目的としている。TAFEのような職業教育を行っているわけではなく、実習形式の特別なプログラムがあるわけでもない。

②支援のシステム

現在はマネージャー（大学教員）1名、コーディネーター（学部生）1名の計2名である。大学の実習プログラムの一つに組み入れており、その学期の間メンターとして1人のプロジェクト参加者の担当となる。

週1回コーディネーターとスタッフが一緒にミーティングを行っている。その中で、現在の問題点や課題などが話し合われる。通常コーディネーターが中心となって問題解決を図るが、困難な場合にはマネージャーが援助する。コーディネーターの学生の話によれば、マニュアルがあるわけではないので、

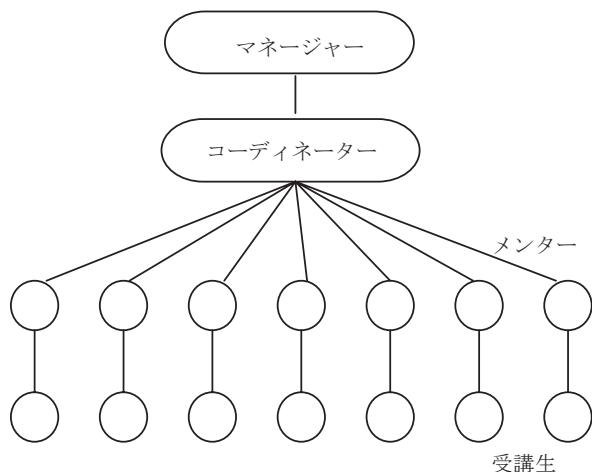


図1 支援システムの模式図

難しいということであった。

2年ほど前までは、キリスト教団体からの地域サービスに関する革新的なプログラムへの補助金で3年間補助金があったが、現在補助金はもらっていない。本取り組みが申請するのに適した補助金の部門が設定されていないということであった。

③スタッフの専門性

障害のある人の教育を専門とする大学教員（イギリスで校長の経験有）と障害学を専攻している学生がスタッフとなっている。

④実施方法

通常の授業に参加する。授業はいくつかの選択肢の中からスタッフと選ぶことができる。大学で授業を受ける日は週1日、大学にいる間はメンターが受講だけでなく、その他休憩時間を含めた大学生活も支援している。基本的には一つの講座には1人の参加者のみに限定している。メンターによっては、プライベートでショッピングに一緒にいたり、パーティーを開いたりするなど、大学での生活だけでなく、関わりをもつことがあるようである。現在のメンターの中には、プログラムの参加者とルームシェアをしているものもいるということであった。

履修したい講義が決まると、コーディネーターもしくはマネージャーと本人が講義を担当している講師に授業の受講を依頼し、了承が得られた場合、その授業を受講することが可能となる。講義によっては断られることもあり、了承されるまで5年間かかった講義もあるようである。正規の学生としてではなく、科目等履修生の扱いとなっている。

受講生によっては、授業の前に今日の授業の予定を教員のところに聞きにいき、その中で今日の予定や配慮事項などを話し合うこともあるようである。



写真3 美術クラスの授業風景



写真4 メンターのミーティング

ただし、このような対応は、特別なことではなく、教員側の当然の対応であり、通常の学生が利用できる仕組みであるとのことであった。

メンターの基本的な対応としては、参加者の隣で一緒に参加することが主な役割となっている。授業内容の理解を援助することも重要であるが、目的としている社会的なスキルと人とのネットワークの構築であり、参加者がメンターとだけ話をするよりも、他の学生との橋渡しの役割をメンターが担うことが大事であるという意識がある。

3年間、大学の講義を受講するとプログラムの終了となる。正式な資格や大学からの正式な卒業証書はもらえないが、プログラムマネージャーから卒業証書をもらうことができる。卒業式は大学が行う日に同時に実施し、通常の学生と一緒に参加している。

⑤本人・メンターへのインタビューから

表2に本人、保護者、メンターへのインタビューの概要を示した。また、表3に参加者2名の1週間のスケジュールを示した。

本人へのインタビューから、大学のプログラムへの参加以外の過ごし方として、仕事や施設が実施している別のプログラムに参加するなどの過ごし方があった。また、表には含めなかったがTAFEのプロ

表2 アップ・ザ・ヒル・プロジェクト参加者等へのインタビュー

参加者氏名	本人から（保護者含む）	メンター	大学教員
デービッド	週3日の仕事をもっている（ショッピングセンターのカートを整理する）。キャリア・システム（就労・生活支援機関）に登録しており、サポートワーカーが仕事の支援や金銭のマネージメントなどの支援をしている。 このプロジェクトでは友だち作りと人との付き合い方を学んでいる。声をかけてくれる人が増えた。 マルコムさん（キャリア・システムに勤めている人）の友人から聞いて、参加しようと思った。 コンピュータクラスを受講	実施できず	一人一人の課題が異なるため、本人も参加しやすいようである。デービッドが初めての受講者。課題の提出を求めている。メンターの支援があるので、特に授業で工夫していることはない。
ゲアリー	キャリア・システムで仕事を探している。一人暮らし。サポートしてくれている人から聞いてこのプロジェクトに参加しようと思った。	実施できず	プログラスマネージャーの授業を受講
レイチェル	8歳からダンスを行っており、ロンドンで公演した経験がある。このプロジェクトでは、ドラマや映画、集団管理などの講義を受講した。最初は迷ったが、2年経って期待したような参加ができている。 母親より：TAFEに通ったこともあるが、ついていけなかった。このプロジェクトには学業よりも社会性を伸ばして欲しいと思っている。大学の学生と外出する機会が増えた。	実施できず	実施できず
クリス	12歳まで学校に通ったが、その後2年間はホームスクールで学んだ。パートタイムの仕事で週3回行っている。 このプロジェクトは、友人から聞いて参加した。友だちを多く作りたくて参加した。自分の障害のことを知りたいと思っている。現在は人間関係クラスを受講している。これまで、自閉症入門、集団管理などの講義を受講した。	高校卒業後、TAFEに行き、その後大学に入学した。 クリスには友だちを紹介したり、映画や食事と一緒にいたりしている。	講義の前に何を行うか聞きに来るので、説明をしている。 他に、聴覚障害、ディスレキシアの学生が受講している。アスペルガー症候群や自閉症の人と面識があり、特に驚くことはなかった。
エイミー	実施できず	実施できず	美術クラス。小学校の教員をしていたこともあり、障害のある人を教えたこともある。授業スタイルをかえたことはない。助けすぎないことが重要で、対応は個々で異なる。

グラムに参加している人もいた。

このプログラムに直接かわる大学教員以外の3人の教員からこの取り組みに対する見解や受講生を受け入れた理由、経緯を聞くことができた。2人の教員は、障害のある人の教育に携わったことのある教員であり、プログラムの趣旨に賛同していた。また、基本的には特別な配慮や手立てを実施しているわけではなく、メンターに支援をまかせていた。美

術クラスの教員からは、「ほかの生徒も普通に受け入れている」「教員を目指す学生にとってはいい経験ではないか」「最初は他の生徒の迷惑にならないか心配したが、逆にメリットがあることがわかった」などの意見もあった。

また保護者からの意見として、「これまでの経験から本人が自信を持ったようだ」「同じ年代の人と接することで社会性が向上した」などの意見もあ

表3 参加者の1週間の過ごし方例

	レイチェル	デービッド
月	大学	大学
火	友人とSocial Activity	不明
水	午後にTody arts	不明
木	9:00-15:00 Tody arts	17:00-21:00 ショッピングセンターでの仕事
金	9:00-15:00 Tody arts	10:00-19:00 ショッピングセンターでの仕事
土	時々 Tody arts	17:00-19:30 ショッピングセンターでの仕事
日	休み	
備考	Tody artsとは施設が実施しているライフスタイルプログラムで演劇を実施	仕事の内容はショッピングセンターでのカートの整理

た。

⑥考 察

本プログラムに相当する補助金の項目がないため、現在補助金を得ていない。また、大学から特別な補助等はないが、実習の一つに取り入れることで、学生が授業の一つとして選択することができるように工夫しており、このような取り組みが継続していると思われた。

現在は、1研究室の取り組みであり、マネージャーである大学教員の熱意に依存しているところが大きいと思われる。マネージャーへのインタビューでは、「このプログラムは職業や読み書き等のスキルを身につけることを目指すものでなく、地域で生活するための、社会性の向上とソーシャルネットワークを広げることを目指したものであり、他のプログラムにないオプションとして意味がある」ということが述べられた。実際、大学での過ごし方だけでなく、地域に戻ったときに、学生と出かける機会やパーティーを一緒に開く機会などにつながるケースもあり、取り組みとして意義のあることだと感じた。ただし、学生以外とのソーシャルネットワークの拡充にまで、つながっているケースは聞くことができなかった。他のプログラムと比べて、地域で生活することにどのくらい貢献することができているのか、比較するのは困難であったため、幅広い効果については検討することはできなかった。

5. まとめ

以上南オーストラリア州アデレード地区の知的障害のある人の生涯学習について概括した。ここで取り上げたプログラムは、地域のすべてのプログラムではないが、それぞれに特徴的がある。州の教育省が取り扱っているプログラムは、職業教育であり、特に知的障害のある人の場合、資格Iが得られるプログラムとレジャーもしくは生活スキルに関するプログラムが主である。資格Iが得られるプログラムは、読み書き、計算などの、社会で生活する際に必要となる基礎的な学習のスキルを取り扱うことが多かった。ここで扱っている読み書き、計算などのスキルは生活に利用するものを扱っており、いわゆる机上の学習を意味していない。しかしながら、データとしては得られなかったが、インタビューから知的障害のある人が受講生の場合、資格Iが取得できる割合があまり高い印象を受けた。プログラムの実施の仕方、評価の仕方など検討する必要があるのかもしれない。

一方、大学で実施しているインクルーシブな教育機会の提供については、目的は読み書きスキル等の特定の知識やスキルの向上ではなく、社会的スキルの向上とソーシャルネットワークの拡充であった。直接的に、職業に結びつくスキルを学習するといったことを目的としているわけではないが、大学というリソースを利用して、同年代の学生との関わりを通して、お互いが理解し合う機会を提供しているといえる。他のプログラムとの比較から、このような

機会の提供が、どの程度の地域での生活に役立つのか、参加者の意識やメンターなどサポートする人の意識の変容を促すのかなど検討し、知的障害のある人に対するインクルーシブな生涯学習の提供の利点について明らかにする必要があると思われる。

文献

Cameden Community Center INC.(2003) Annual Report.

Department of Education and Children's Service (2004) Annual Report 2003.

Disability Standards for Education 2004

http://www.dest.gov.au/research/publications/disability_standards/default.htm

Government of South Australia(2002) The Guide : Adult Learning Opportunities in South Australia

Grantley, J. (2000) Towards inclusion in university of people with intellectual disabilities. International Special Education Congress 2000.

オーストラリア・クイーンズランド州における障害のある人の生涯学習

齊藤宇開 ・ 徳永 豊 ・ 小塩允護

(国立特殊教育総合研究所)

I. クイーンズランド州における生涯学習の概要

1. クイーンズランド州の教育制度

1) 初等・中等教育

クイーンズランド（以下QLDと記す。）州では、「1989年教育（一般制度）法：Education (General Provisions) Act 1989」によって、障害の有無に関わらず全ての児童生徒が妥当で適切な教育を受けられると規定されている。この法律によると、義務教育は6歳から15歳までの10年間であるが、全ての児童生徒が24学期間（2学期制で12年間）の州による教育を受けることができ、学校長の判断によりさらに4学期（2年間）受けることができ、例外的な事情があれば教育省の判断によりさらに2学期間受けられる。

QLD州では、他の州と同様に、州立学校が初等・中等教育の主たる担い手になっており、以下のプレスクール、初等学校、中等学校、特別学校（後述）に分かれている。

①プレスクール：4・5歳の幼児が正規の学校教育に円滑に移行するための準備を手助けする。プレスクールの教育は、州立プレスクール・センターまたは早期教育クラスで行われている。州立プレスクール・センターは通常、初等学校と同じ敷地内にあり、初等学校と連携して非義務教育プログラムを提供している。早期教育クラスは少人数のためにプレスクール・センターまでの規模には至らないもので、多くの初等学校に設置されている。

②初等学校：6歳から7年間の義務教育を実施し、共通ではあるが広範なカリキュラムを教師が地域や個人のニーズに合わせて提供している。児童は自分の現在及び将来のニーズに合ったスキルと知識を発達させ、他の文化と科学技術についての理解を深めている。主要学習領域：Key Learning Areasは、英語、理科、社会・環境、算数、保健体育、外国語（LOTE：Languages other than English）、科学技術、芸術の8領域である。初等学校では、同一の教師がすべての科目を教えるが、保健体育と外国語、芸術については専任の教師が教える。

③中等学校：義務教育段階の生徒に教育プログラムを3年間提供すると同時に、さらに義務ではない後期中等教育の機会を2年間提供している。生徒は広範囲の科目を受け、特定のカリキュラム領域での専門性を高め、情報を十分知った上で教育や職業の選択ができるようにされている。カリキュラムは、第8学年から10学年まではほぼ同じであるが、能力と関心に合わせてある程度の選択も可能である。英語、保健体育、数学、理科、社会、歴史、地理、言語、技術・芸術、家政、音楽、芸術が教科として提供される。第11、12学年の生徒は、QLD州後期中等学校学習指導要領作成委員会（QBSSSS：Queensland Board of Senior Secondary School Studies）が定めた59の科目と学校が提供する（委員会が認めた）科目の中から6科目を選択する。またこれらの生徒の多くは、学校での実習・訓練を利用でき、そこで訓練されながら賃金を得ることもできる。この段階の生徒は、TAFE（技術継続教育）施設や他の認可施設が提供する職業教育プログラムに向けた単位を得ることができる。

QLD州には、この他に遠隔教育を行う遠隔教育学校（Schools of distance education）、成人生徒を受け入れるSecondary College、プレスクールから第10学年または第12学年までの一貫教育を行うP-10/12 Schoolもある。

学年度は、1月下旬から12月中旬まで実質約41週である。この間、3月末のイースター休暇（2002年度の場合11日間）、6月下旬からの冬期休暇（同17日間）、9月下旬からの春期休暇（同16日間）があり、12月中旬の年度末には夏期休暇（同45日間）がある。このようにQLD州では、オーストラリアの他の州と異なって2学期制が採用されているが、実際には休暇により4つの期間に分かれている。

各学期末には、学校は全科目について、各児童の成績レポートを保護者に提示し、保護者は教師と面接して、子どもの進歩と教育上のニーズについて話し合ったり、何らかの問題解決に向けて援助を受けたりすることができる。第1から3学年の全ての児童は、「第2学年診断ネット」プロセスを通じて読み・書き・計算の領域でその能力がモニターされ

る。このプロセスと通常の教室内アセスメントにより、教師は読み書き能力と計算能力という重要な側面でさらなる援助を要する児童を見つけられるようになっている。こうしてさらなる援助を要する児童には、Reading Recovery, Support-a-Reader, Support-a-Writer, Support a Math Learner: Numberなどの指導プログラムが提供される。この他、第3、第5、第7学年で読み書き能力と計算能力を評価する全州テストも実施され、これらの能力に関する基準作成や支援対策に役立てられている。

中等教育段階では、第9学年及び第10学年に学んだ各科目の成績を示す「前期中等教育修了証書：Year 10 Certificate」を各学校が発行する。さらに、第12学年終了時には、「後期中等教育修了証書：Senior Certificate」、そして該当する場合には「高等教育入学資格証明書：Tertiary Entrance Statement」を含む「生徒教育プロフィール：Student Education Profile」が発行される。「後期中等教育修了証書」は各科目の結果の記録であり、該当する場合には、当該の職業教育・訓練の結果と「QLD州コア・スキル（QCS）」テストの結果も含められている。QCSテストとは、QLD州の中等教育カリキュラムに基づく全州テストであり、第12学年の生徒であれば全員が受けられるが、「高等教育入学資格証明書」を望む生徒は、大学入学に必要な「総合順位（OP）：Overall Position」と「領域別順位（FPs）：Field Positions」の資格証明を得るためにこのテストを受けなければならない。「総合順位」は、QBSSSSが定めた科目の総合成績に基づく順位を示している。また、「領域別順位」は、総合順位を得ている場合に計算されるもので、総合成績に基づく順位を、長論文表現能力：extended written expression、小論文コミュニケーション能力：short written communication、基礎的計算能力：basic numeracy、複雑な問題解決能力：complex problem solving、応用能力：practical performanceの最大5領域までに分けて示している。

2) 学習困難・障害のある児童生徒の教育

学習困難・障害のある児童生徒については「1989年教育（一般制度）法」の適用を受けると同時に、QLD州の「1992年障害サービス法：Disability Service Act 1992」と「1991年反差別法：Anti-Discrimination Act 1991」、連邦政府の「1986年障害サービス法：Disability Service Act 1986」と「1992年障害差別

法：Disability Discrimination Act 1992」によって、学習困難・障害のある人たちの権利が保障され、労働や教育などの分野で障害に基づく差別が禁止されている。これらの関係法律の下で、QLD州教育省は、障害のある児童生徒がプレスクールや初等学校、中等学校、特別学校、早期特殊教育プログラムなどさまざまな場アクセスでき、参加し、質の高い教育的成果をあげるように助成している。

ここでいう障害とは、以下を指している：

- ・自閉性スペクトラム障害：Autistic Spectrum Disorder
- ・聴覚障害：Hearing Impairment
- ・知的障害：Intellectual Impairment
- ・肢体不自由：Physical Impairment
- ・言語障害：Speech-Language Impairment
- ・視覚障害：Vision Impairment
- ・以上の重複障害：Multiple Impairment

これらの障害のある児童生徒は、全体の約3%を占めており、「低出現率障害：low incidence disabilitiesのある生徒」と呼ばれる。これらの児童生徒とは別に、学習障害や軽度知的障害など「学習困難：Learning Difficultiesのある児童生徒」は全体の約18%を占めると言われており、通常の教育の中で対応されている。

上述の学習困難・障害がある場合、QLD教育省が1998年に定めた確定手続き：Ascertainment Proceduresを通じて障害に起因する教育支援ニーズが決められる。そのプロセスを図1に示す。支援ニーズは6レベルに分かれており、たとえばレベル1の支援は、初期のデータ収集を行うことと必要に応じて一時的サポートを行うことである。以下、レベル2から6までは、専門家による教育支援の程度により分けられている。レベル4から6の場合には、個別教育計画の作成と実施が法的に義務づけられている。個別教育計画は、生徒（可能な場合）と保護者、教師、他のスタッフを含むチームが協議して作成するものであり、次の6カ月間の学習成果として合意されたことと、各サービス提供者の責任を文書で明示している。障害のある児童生徒の教育の場は、初等学校（プレスクールを含む）と中等学校の通常の学級、初等・中等学校にある特殊学級や特殊教育ユニット（特殊学級より規模の大きいもの、特別学校が主である。特別学校は、知的障害等のある児童生徒の多様な教育ニーズに応えるために、高度に専門化された個別プログラムを提供しており、教師の他に作業療法士、理学療法士、看護師など

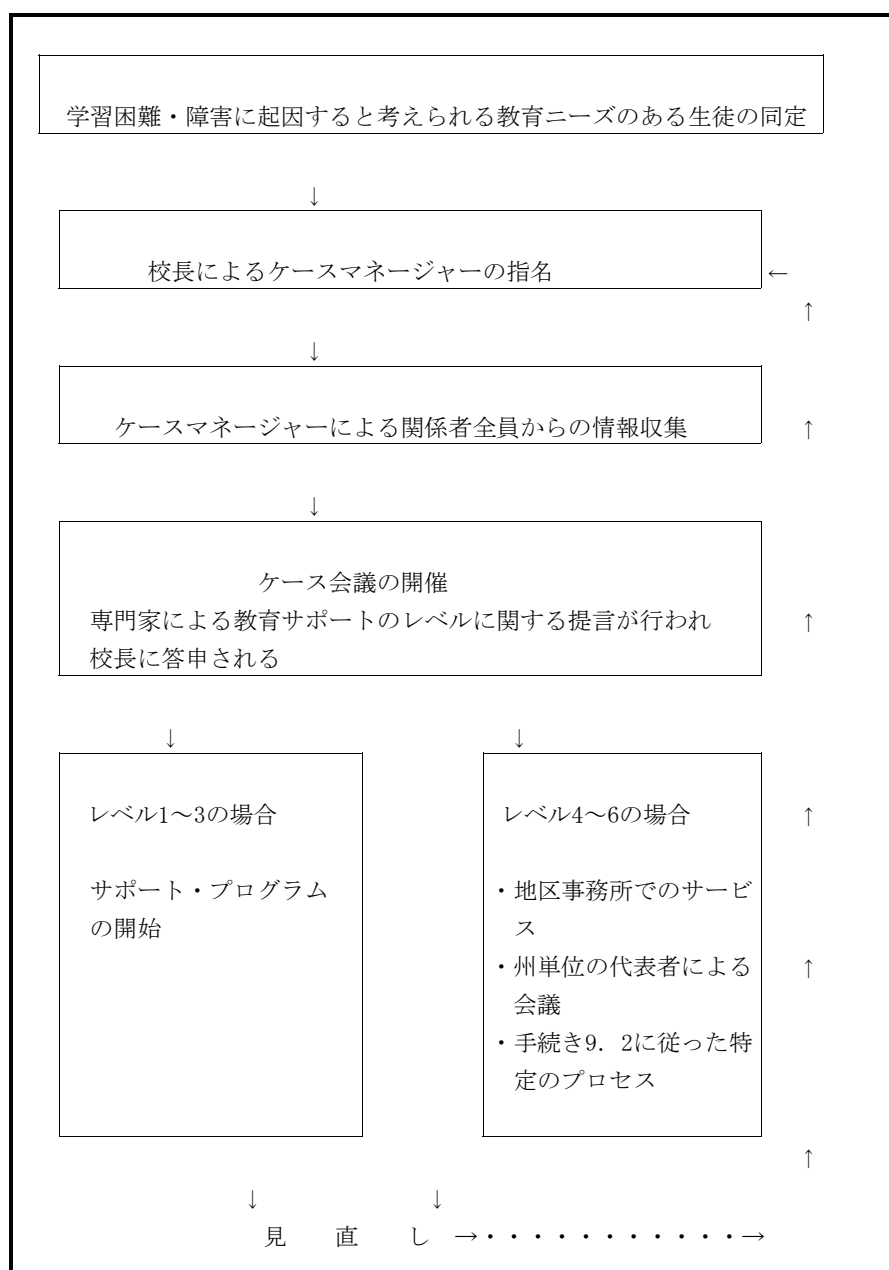


図1 確定手続きのプロセス

様々なスタッフを採用している。就学前の場合には、3歳までは家庭における訪問教育、3歳から6歳までは特殊教育発達ユニット・センターでの教育が主である。

QLD州教育省はインクルーシブ教育を推進し、学校が全ての児童生徒と社会のニーズに応えるカリキュラムを提供するという「インクルーシブ・カリキュラム原理」を採用しており、確定手続きで支援ニーズがレベル4～6とされた児童生徒の70%以上が通常の学校で教育されている。例えば、1997年の確定手続きのデータによると、確定手続きを受けた児童生徒の50%以上を占める知的障害の場合、通常

の学級が36%、特殊学級が5%、特殊教育ユニットが23%、特殊学校が30%であり、初等・中等学校で教育を受ける児童生徒が約3分の2を占めている。

2. クイーンズランド州の生涯学習施策

QLD州の生涯学習は、連邦政府が1995年に段階的に導入し、2000年に完全実施された「オーストラリア資格制度（AQF：Australian Qualifications Framework）」に基づいて行われている。これは、初等・中等教育の担当機関、職業教育・訓練の担当機関、高等教育の担当機関が発行していた修了証書や資格を統一した制度であり、教育・訓練に関わる

表1 教育機関による資格

学校教育機関	職業教育・訓練機関	高等教育機関
		・ 博士号
		・ 修士号
		・ 大学院ディプロマ
		・ 大学院資格
		・ 学士号
	・ 上級ディプロマ	・ 上級ディプロマ
	・ ディプロマ	・ ディプロマ
	・ 資格Ⅳ	
・ 後期中等教育修了証書	・ 資格Ⅲ	
	・ 資格Ⅱ	
	・ 資格Ⅰ	

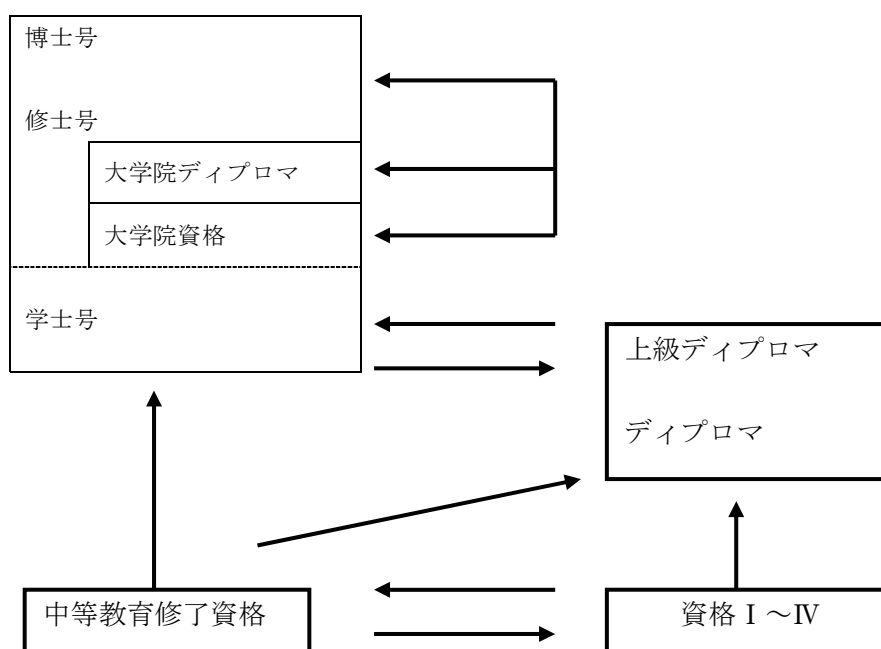


図2 オーストラリア資格制度における学習進路

全ての部局がサービスと資格授与を連携させて、全ての人の生涯学習を推進するねらいがある。AQFには12の資格があり、発行する機関別に示すと表1のとおりである。

学校教育機関でも職業教育・訓練が多く行われるようになってきており、これらは該当する職業資格の資格Ⅰ～Ⅳとして、また後期中等教育修了資格に向けての履修単位として認められる。また、資格Ⅰ～Ⅳは高等教育部門でも発行される場合があり、職業教育・訓練から「大学院資格」や「大学院ディプロマ」への進路もある。このように生涯学習に向け

での進路が複線化されており、図2のように図式化できる

障害のある人の生涯学習については、従来、職業教育・訓練の担当機関である州立の技術継続教育（TAFE：Technical and Further Education）施設や公認民間施設が行っていて、AQFの導入によって、さらにそれらの施設の果たす役割が大きくなった。QLD州には中等教育以降の教育を担う16のTAFE施設があり、800以上のコース（自動車製造修理、建築、コミュニティ・サービス、ファッション、接客、一次産業、科学技術、スポーツ、芸

術など)があり、毎年22万人以上の受講者がある。しかし、前述のように、職業スキルと資格を得る機会を中等学校が提供するようになっており、職業科目や就業体験、「学校ベースの実習・訓練 (School-based Apprenticeship or Traineeship)」など多くの機会がある。また、多くの特別学校は職業準備訓練 (Work Readiness) で資格 I を取れる機会を提供している。この資格 I は、手厚いスーパービジョンを受けながら実用的な職業スキルを習得するもので、AQFによると資格 I によってコンピュータ・サービスやドライクリーニング工場などの従業員、花屋の店員や馬小屋など家畜の世話などの職が得られると例示されている。

さらに、QLD州では、「スマートな州、QLD」をスローガンとして、義務教育終了後も2年間の教育・訓練への参加を義務づけ、全ての青年が「後期中等教育修了資格」か「資格Ⅲの職業資格」を得るようにする教育・訓練改革を、2006年を目途に進めている。知的障害など発達障害のある生徒にとって目標が高すぎるようにも思われるが、義務教育終了後に就職したとしても、再度中等学校やTAFE施設に戻って教育・訓練を継続することが奨励されており、生涯学習の機会を保障するという点で非常に大きな意味をもつ改革であろう。

Ⅱ. 学校や大学等への訪問調査から

1. 中等学校における障害学生支援の取組<ミッチェルトン州立中等学校>

1) はじめに

オーストラリアQLD州における、中等教育は、第8学年から12学年までの5年間である。ミッチェルトン州立中等学校の在籍生徒数は、5学年合わせて578名である。ブリスベン市街から北西11kmに位置し、1956年に創設された。

当日は11, 12学年を担当しているMs. Kerry Glowneyさんと、8, 9, 10学年を担当しているMs. SueさんがQLD州における学校教育制度に関すること及び中等教育終了後の障害のある人たちの支援に関する制度について説明をした。その後、学校内を見学し、実際にLearning Supportを行っている場面を観察した。

2) 生涯学習に関して (Lifelong Learning)

QLD州では、教育委員会の委託で移行支援事務官 (Transition Officer) と呼ばれる個別移行計画 (Individual Transition Plan) を立案する専門家を配置している。障害のある人を専門する移行支援事務官 (Transition Officer) はQLD州全体で18人であり、大学卒業後の人を主に担当しているのはそのうち12人である。まだまだ人数が少なく、一人につき最高で200人を対象としているケースもある。主な仕事は、個々人の状況の把握と、以下のような支援のためのプログラムの橋渡しをする役割である。

また、Supported Employmentを提供する機関として、パッキングなどの作業を中心に行っている「Red Cross」や、ライフスキルと職業の訓練を行っている「Spectrum」などの団体があり、州都のブリスベンでは特に充実している。

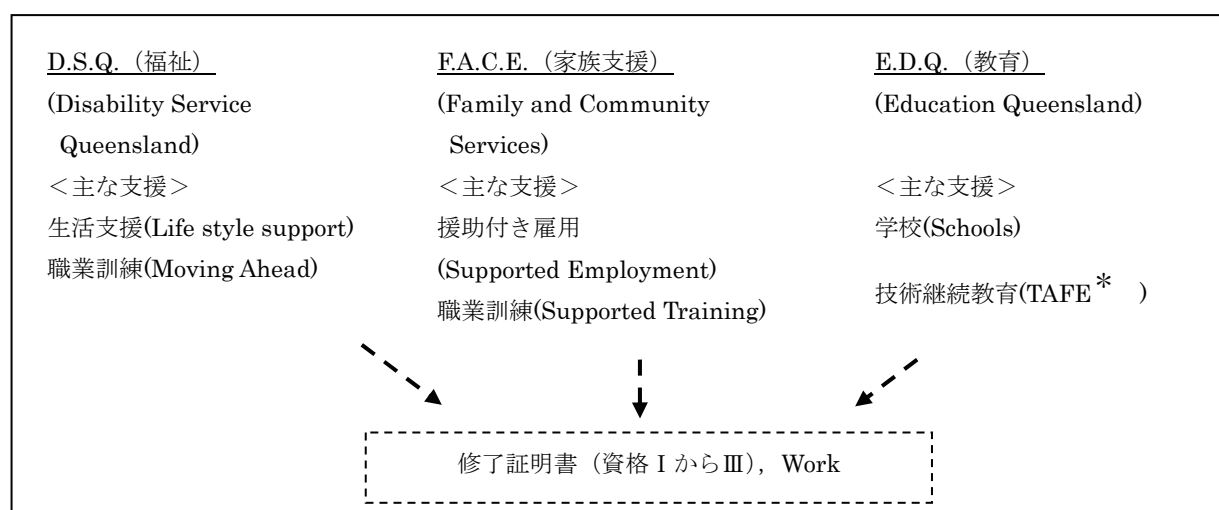


図3 QLD州におけるdisabilityへの3つのサポートグループ

*TAFE: 技術継続教育(Technical and Further Education)

3) ミッチェルトン州立中等学校における Learning Support

オーストラリア全体でインクルージョンの取組が進んでいるが、QLD州の教育ガイドラインでも、全ての生徒に対してインクルーシブなカリキュラム (inclusive curriculum) を用意することが示されている。ミッチェルトン州立中等学校においては、現在36名の知的障害や言語障害、自閉症の障害のある生徒へのたちに対しての取組がなされている。各学年6から8名在籍しているが、かなり重度の知的障害のある生徒から、物理や化学などの授業も可能ですでに資格(職業) I (certificate I) を取得した生徒もいる。個に応じたカリキュラムを実施することを重視しているため、能力別のグループで活動することもあるが、学校全体で交流やグループの活動が多く用意されている。また、スタッフの入れ替わりも多いことなどがインクルーシブなカリキュラム (inclusive curriculum) の現れである。

我々は、実際に、自閉症のある生徒で構成された小集団による読み書きの授業と、進学コースで進学に挑戦している10年生のうち2人の生徒の授業を見学した。ミッチェルトン州立中等学校では10学年修了時に、希望により進学コースと、就職コースの2つのコースを選択することができる。進学コースの授業は化学の授業で、内容も高いレベルのものであったが、2人の生徒にはそれぞれサポートの教師が隣に座ってついており、板書を分かりやすく手元のノートに筆記したり、質問に答えたりするなどのサポートをしていた。

4) 学校全体の取組

ミッチェルトン州立中等学校で行われていたインクルーシブ・カリキュラム (inclusive curriculum) は、多数の教師が授業を担当することで障害の理解や授業の充実が図られていた。案内をしてくれた Ms. Kerry も「引継がとても良い学校」であることを強調していたが、個々の能力に応じたプログラムを用意しながらも、インクルーシブなカリキュラムを実行するには、このような学校全体としての取組が不可欠であろう。

2. 養護学校における障害学生支援の取組<アスプレイ養護学校>

1) はじめに

知的障害と肢体不自由のある13歳(8年生)から

18歳までの生徒を対象にした中等特別学校 (senior special school) で、学校の特色としてリサイクル(廃品活用)と園芸(主に苗づくり)を挙げているユニークな学校でもある。

学校長の Dr. John Enchelmaier 氏によれば、QLD 州では約100の特別学校 (special school) が設置されたが、中・軽度の生徒は通常の学校に設置されたユニットに行くことが多くなり、現在では特別学校の数 は47になっている。そのためアスプレイ養護学校に在籍する生徒の多くは、15年前なら私設の慈善団体にいたような子供たちであり、特に自閉症のある生徒が増えていると指摘した。全生徒の約三分の一が自閉症であり、その指導は困難で、新たな指導方法の確立を急いでいるということである。QLD 州では、Sunny Bank 養護学校と Annery 養護学校という特別学校が自閉症のスペシャリストを配置して自閉症の指導に取り組んでいるということである。

アスプレイ養護学校におけるカリキュラムは、生徒一人一人のニーズに応じた通常の個別教育計画 (Individual Education Plan) に基づく指導に加えて、家族とのミーティング (Future Direction meetings) によって計画される。このミーティングは、少なくとも6カ月毎に行われ、何か問題が生じた時には、希望すればすぐに実現することができるようになっている。学校長の Dr. John 氏によれば、QLD 州で示されているカリキュラムに、特別な援助 (special help) を加えたモデル (下図) に取り組んでおり、違う教育課程 (different curriculum) から違う必要性 (different need) に基づく教育が行われることを目指している。

また、QLD 州では、ごく緩やかな大網的内容ではあるが8つの主要学習領域 (key learning area) (前述) が示されているが、日本と同じように合わせた指導や、総合的な学習のような取組がなされており、評価の仕方も、「～ができない」ではなく「～ができた」というような、良さを生かす評価に移行している。

2) 就職のための取組

アスプレイ養護学校では、12歳で入学した段階で卒業後のための移行プログラム (Individual Future Direction Plans) をスタートさせている。そのプログラムのために以下の6つの領域に焦点を当てて取り組んでいる。

習先としても利用されていた。

4) まとめとして

キングフィッシャー・リサイクリグセンターは、日本の高等養護学校の作業学習と同じようなプログラムで運営されていたが、近くに住む障害のある成人が一員として参加していた。作業場の雰囲気は、学校の中にある地域授産施設のように、日本の学校のような区分けがないためにとても実際の指導が行われているように感じた。リサイクルの材料となるガラス瓶の回収を24時間受け付けていたり、定年を迎えた地域住民にボランティアとして参加を募ったりするなど、生涯学習の場としての役割も積極的に果たそうとしている。日本では、定年を迎えた方が地域のボランティアとして学校を支援してくれる事例はあるが、学校教育期間を過ぎた障害のある方がいわゆる作業学習に定期的に参加して、在籍生徒にとってメリットのある存在となっている事例として、大変参考になった。

3. クイーンズランド大学における障害学生支援の取組

1) はじめにークイーンズランド (QLD) 大学の概要ー

オーストラリアには、現在39の大学がある。その中で、QLD大学は、1909年に創設された。大学としては、シドニー大学、メルボルン大学、アデレード大学、タスマニア大学の次に創設された伝統ある大学である。国としては5番目であり、州としては最初に設立された大学である。創設当初は、芸術、科学、工学の3学部、延べ83名でスタートした。2001年現在では、7学部、延べ31,000名が学んでおり、オーストラリアの主要な大学の一つである。学内には、332の研究領域があり、学部に106、大学院に256の研究コースがある。

大学のキャンパスは、ブリスベーンの中心部から7キロ離れたところにあるSt Luciaキャンパスを中心に、ブリスベーンから西に80キロ離れたところにあるGatton キャンパス、及びIpswich キャンパスからなる。1999年1月からSt Lucia及びIpswich キャンパスに学生支援センター (Student Support Centre) が設立された。

St Luciaキャンパスの学生支援センターを訪問し、そこでの障害学生支援について、学生支援センター長のDr. Maureen Burke さんと障害アドバイ

ザーの Ms. Laura Duggan さんと協議を行った。

2) 学生支援センターについて (Student Support Centre)

大学において、どのように学習するのか、どのように生活するのか等、大学生活で生じた疑問に応えつつ、学生を支援し、助言するために、学生支援センターは設立された。その目的は、学生がよりよく生活 (well-being) し、学習の成果を高め、就職や人生の目的を確かなものとするところである。そのため、大学の他のサービスと連携し、提供しているサービスの評価と学生のニーズに応じたサービスの改善が求められている。

このセンターが提供しているサービスを、表2に示した。「障害支援」を含めて、多様なサービスを提供している。「障害支援」に関係が大きい「個人的カウンセリング」「学習支援」等が同じセンターのサービスとして提供されていて、お互いの連携が図りやすい組織となっている。

このセンターの障害支援には、グループプログラム (ワークショップやセミナーを含む) として、①大学スタッフの研修、②障害学生の支援グループの活動支援があり、また取組んでいる開発事業に、学生アクセス計画 (Student Access Plan(Disability)) の推進があげられている。

表3に、学生支援センターのサービスを活用している学生 (クライアント) 数とインタビュー数について示した (他のキャンパスも含む大学全体の数値)。学生支援サービスを活用している総数が、約7,800人であり、大学の在籍学生数が31,000人なので、4分の1の学生が活用している。

また、障害サービスを受けているが学生数は、708名であり、全体の2%となっている。障害のある学生は、在籍学生の4%と推定されるということなので、障害学生の半数がサービスを受けている。

表2. 学生支援センターのサービス

- | |
|---|
| 1. 就職カウンセリング (Careers counselling) |
| 2. キャリアアッププログラムと情報センター
(Career Development Program and Career Resources) |
| 3. 障害支援 (Disability Support) |
| 4. 学費補助 (Financial Assistance) |
| 5. 国際学生支援 (International Student Support) |
| 6. 学習支援 (Learning Assistance) |
| 7. 個人カウンセリング (Personal Counselling) |

表3. クライアント数とインタビューの数 (2001)

プログラム	クライアント (人)	インタビュー (回)
住居紹介	250	357
就職カウンセリング	2506	3900
障害	708	2081
学費補助	856	1402
国際学生	566	1234
学習支援	1194	3575
個人カウンセリング	1696	3804

表4. 障害サービスを活用した障害学生の内訳 (2001)

障害カテゴリー	クライアント数	インタビュー数
病気	473	1562
全体的 (ガン等を含む)	(168)	
神経学的	(80)	
筋骨格的	(112)	
精神的・心理的	(229)	
聴覚障害	28	105
動障害	102	266
視覚障害	52	323
学習障害 (困難)	108	454
その他	59	63
総計	708	

さらに、障害サービスを活用している学生の障害の特性ごとのデータを表4に示した。障害特性として、大きく分けると、①病気、②聴覚障害、③移動障害、④視覚障害、⑤学習障害 (困難)、⑥その他というカテゴリーであった。①病気は、さらに a.全体的 (ガン等を含む)、b.神経学的、c.筋骨格的、d.精神的・心理的という分類であった。病気を除くと、移動障害、学習障害の学生が100名を越えていた。

3) 大学としての障害学生支援の取組の経緯

QLD大学が障害学生の支援に取り組んできた歴史は、オーストラリアの大学の中でも古く、1983年に「肢体不自由学生支援委員会」が設立された。1986年「障害学生アクセス委員会」が活動し始め、1986年に大学に、障害アドバイザー (Disability Adviser) が置かれた。この年の障害アドバイザーは契約職員であったが、翌年に大学の正式職員と

なった。1990年に「障害のある学生のための大学副総長委員会」、1993年に「障害学生助言のための大学副総長委員会」、1996年に「障害フォーラム」が設けられた。

これらの取組みが展開してきた背景には、連邦政府や州が規定した法律の影響が大きい。

QLD州は、1991年に「クイーンズランド反差別法 (Queensland Anti-Discrimination Act (ADA))」を制定し、翌年の1992年には、連邦政府が「連邦政府障害者差別法 (Commonwealth Disability Discreimination Act (DDA))」を制定し、障害がある学生の学習の機会を保障する根拠を示してきた。

近年は、大学として1999年10月に、「障害学生行動計画 (Disability Action Plan)」を策定し、さらに2001年8月に、この計画を改訂し、障害学生の支援の充実に努めている。

なお、障害アドバイザーの人数については、St Luciaキャンパスで2.8人、他のキャンパスで0.2人から0人ということであった。この障害アドバイザーは、1987年当時は、心理療法や理学・作業療法等のセラピーの資格があり、大学院レベルのカウンセリングを修得した人であった。近年それに加えて、ソーシャルワークの資格を求めることが増加してきたとのことであった。担当者が専門的な知識と技術をもつスタッフであることは重要な点と考えられた。

4) センター長 モーリン (Dr. Maureen Burke) さんとの面談から

大学としては、障害学生行動計画 (Disability Action Plan) に基づいて、そのサービスを提供している。一人一人の学生について、障害アドバイザーを中心として、学生アクセス計画 (Student Access plan) を作成し、その学生の支援ニーズと支援内容を明確にしている。支援内容について、担当の教授スタッフと協議し、そのサービスが提供可能か否かを決定する。教授スタッフにとってサービスの提供が不可能な場合は、そのサービスを誰が、どう提供するかについて、その学部長と協議し、可能な対応を取ることになっている。これらのサービスについては、学生からの要請に応じて、準備され提供される。学生自身が自ら希望して、自分のニーズと支援内容を明確にすることが大切となる。

QLD大学に、軽度発達障害の人が在籍しているか否かという点については、学部 に在籍しているこ

とはないであろうということだった。その可能性は、資格取得（サーティフィケート、ディプロマ）の1年コースにおいてはあるかもしれないということだった。基本的には、学力の低い学生はいないということであった。

大学の入学手続は、高校段階でどのような評価スコアを取るかで決定される仕組みである。この評価スコアは、OP（overall position）スコアといわれるもので、水準が1から25までである。スコア1が評価が高く、医学部に進学する場合は、これに近いスコアが必要になる。QLD大学が求めるスコアは、スコア13程度であり、スコア14程度では入学が困難な場合がある。学部によって、この求められるスコアには違いがある。

ある程度学力があるけれども、読み書きが困難な学生の支援について、このOPスコアを評価する場合の評価手続の修正（accomodation）や大学において授業を受ける場合の対応について尋ねた。高校においても、大学においても、読み書きが困難な学生には、その学生が得意とする情報処理（聴覚か視覚）や表現手段（書字か、口頭か）を選択してもらい実施している。また、後遺症として脳障害で記憶力に障害がある場合など、障害の根拠が明確な場合には、試験においても辞書や書籍の持ち込みを許可する場合がある。これらの学生の受け入れは、どの学部でも可能かという質問には、学部やコースによって違いがある。医学、薬学等はその対応が少ない。なぜなら、必要な能力が多様であり、間違いが生じた場合の影響を考えると、相手のある職種の場合は難しいということであった。

5) 障害アドバイザー ローラ(Ms. Laura Duggan) さんとの面談から

障害学生支援については、機会均等委員会の中に、教育に関する部門があり、そこが評価を行っている。大学の予算で、多様な学生を支援していて、その中で障害に対応する予算は限りがある。

①学生自身の障害理解

特に、読み書きが困難な学生については、その理解がない状況では、「学生が怠けている、間抜け、馬鹿である」という見方が強かったが、近年、障害があるとしてサービスを受ける学生が増加してきている。

この背景には、このような障害がある学生が増加してきているという理由だけでなく、隠れていた学生

が、みずから手を挙げるようになってきたことが大きい。つまり、以前からそのような学生が在籍していたにもかかわらず、本人も含めて周囲の理解がないために、学生本人がそのサービスを要請しなかった。しかしながら、最近では、学生本人が、サービスの必要性を認識し、要請するように変化してきたという点があげられる。

本人からの直接の要請以外には、「文字がひどい」「勉強できない」ということで、担当教官が学生に相談をすすめる、学生が学生センターの「個人カウンセリング」を受け、そこから障害サービスに紹介される事例がある。

また、学生が入学段階で、障害等があるか否かの自己申告によるチェックもある。そこに障害があるとしてチェックされた学生には、状況のフォローを実施している。

つまり、学生に障害があるか否かについては、①入学時の障害等のチェック（自己申告）、②自ら支援サービスの申請、③教授スタッフからの紹介、を契機に特定されることが多い。

しかしながら、読み書きの困難の場合に、正式な診断が他の障害の場合と異なる。視覚障害、肢体不自由等は、医学的診断であり、これは無料で大学関係機関の病院で、診断書が提供される。一方読み書きの困難については、医学的対応でなく、心理学的評価とその診断が必要になる。臨床心理専門家の心理検査と診断書が必要である。障害サービスでも実施可能であるが、その時間的な余裕がなく、周囲の臨床心理専門家を紹介している。そうすると、心理検査評価のために600ドル（40,000円）程度の経費がかかる。この診断書があって、初めて障害サービスの支援が受けられるようになる。この経費の負担は、学生にとっては大きい。このように読み書きの困難さは、医学的診断でなく、教育学的な診断とされている。

②大学スタッフの障害理解

読み書きの困難さも含めて、大学スタッフが障害学生をどのように理解しているかについて質問した。理解を促す取組としては、年度が始り、学生が入学する際に、教授スタッフと事務官に、障害サービスについてオリエンテーションを実施している。実際出席率は悪い。出席もノルマでなく、自主的なものであり、業務評価が厳しい状況では、多くの困難さがある。大学としては人員削減の傾向であり、4%の学生のことに時間を割くことは、優先順

位の高いことではない。関係スタッフが積極的に参加することは少ないが、地道にやっている。担当した学生が何らかの障害を有する場合に、どう対応するすればいいかの助言を求めに教授スタッフがやってくる。その他に、情報提供やセミナーも開催しているが、集まりは良くない。

読み書き困難な生徒は、大学まで進むことができること自体珍しいと考える。通常は、その前の段階でドロップアウトしていることが多い。研究の領域としても、早期発見早期療育が中心であり、大学での支援に関する研究は少ない。ドロップアウトのことを考えれば、早い段階での診断と支援、支援の充実とよりよい移行が重要となる。州としては、早期からの診断システムについて着手し始めたところである。

6) まとめとして

QLD大学の学生支援センターを訪問し、そこにおける障害学生支援について協議した。特徴的な点をまとめると、①学生支援センターの多くの機能の一つに障害支援がある、②大学の行動計画とともにその計画の背景となる法律がある、③障害アドバイザーという専門担当官がいる、④軽度の知的障害の学生はいない、⑤学力がありながら、読み書きの困難な学生への支援がある、⑥スタッフの理解を含む大学全体の理解推進が課題である。

なお、この大学はいわゆる学力の高い学生が学ぶ大学であり、そのため軽度知的障害のある学生への支援については、その情報が得られなかった。今後は、より入学が容易な大学を訪問し、その中での障害の認定、支援の内容、周囲の理解について、検討していきたい。

4. 大学及び特殊教育研究センターにおける障害者支援の取組

QLD大学教育学部フレッド&エレノア・ショネール特殊教育研究センター

1) はじめに

フレッド&エレノア・ショネール特殊教育研究センターは、QLD大学セントルシア・キャンパスの教育学部に設置されている。1951年の設立以来、特殊教育と障害についての研究と実践、障害のある児童生徒とその家族への支援サービスを行ってきた。1977年には、「ダウン症候群研究プロジェクト」を

開始し、現在では学校教育終了後のダウン症青年の読み書きスキル指導プログラムである「ラッチオン・プログラム」の開発研究をメインテーマとしている。現在、センター長のクリスタ・ヴァン・クラエノード博士：Dr Crista E. van Kraayenoordをはじめ、9名のスタッフで構成されている。

2) ラッチオン・プログラムの概要

ラッチオン：The LATCH-ONとは。Literacy and Technology Courses: Hands Onの頭文字をとったプログラムの名称であり、ダウン症のある青年たちの読み書きスキルを発達させようとするために考案された革新的ポスト・スクール・プログラムである。このプログラムは、ダウン症の人たちが青年期でも認知的発達を続けていることを明らかにした「ダウン症候群研究プロジェクト」のデータに基づいて開発され、1998年から実践的研究を行っている。

ラッチオン・プログラムは「読み書き能力：literacy」に焦点を当てており、「読み書き能力とは、読む、書く、話す、聞く、批判的に考えることが統合されたものである。読み書き能力には、話し手や書き手、読み手がいろいろな社会状況にふさわしい言語を使えるようにする文化的知識が含まれる」というオーストラリア連邦政府の読み書き能力の定義に基づいている。このように広く認められた定義を採用することは、障害のある青年たちが一般の社会文化的モデルに沿った読み書き能力を発達させる権利をもつことのアピールにつながる。

ラッチオン・プログラムの目的は以下の6つである：

- ・大学の学習環境で読み書き能力の発達を続けられる機会を提供すること。
- ・読み書き能力を高めるためにコンピュータ・科学技術を活用すること。
- ・読み書き能力の発達というポジティブな成果を通じて自己概念と生活機会を高めること。
- ・青年たちの将来の質の高い生活において読み書き能力の発達が望ましい側面になるという考え方を支持すること。
- ・ダウン症の人たちの読み書き能力の発達について理解を深め、その発達のための効果的方略を研究し、これらの知識をプログラム作りに適用すること。
- ・読み書き（ニュースレター）と科学技術（Eメール）を通じてコミュニティにいる他の人たちとのネットワーク（友達）を育むこと。

プログラムの指導者は、管理指導者（executive director）1名と計画指導者（program director）1名、読み書き能力の評価やプログラムの計画等を調整する研究者1名、指導アシスタント2名、プログラムのさまざまな段階でチューターとして働く大学院生である。

また、プログラムの対象は18歳から22歳までのダウン症のある青年たちである。青年たちは、週2日、9:30から15:30までプログラムに参加する。プログラムへの参加は有料であるが、参加者は障害のある人に提供される2年間のポスト・スクール・プログラムである「Moving Ahead Program」の助成を受けられる。この助成から来る期間の制約のため、ラッチオン・プログラムも2年間の限定がある。参加者は、読み書き能力の検査や行動観察、面接を通じて事前に包括的評価を受け、その評価結果を基にプログラムに参加し、プログラム終了後に進歩の程度が評価される。また、ラッチオン・プログラムは研究プロジェクトでもあるため、プログラム自体の評価も行われる。それらの評価には、単一事例実験法による定性的及び定量的な事前・事後テスト、直接の観察及びビデオ観察による参加者の進歩のモニタリング、ポートフォリオによる達成度評価、保護者による評価、参加者による自己評価、外部評価者によるプログラムの有効性評価が含まれる。

ラッチオン・プログラムは、①小集団指導と個人指導が中心、②読み書きソフトやインターネットなどコンピュータ・科学技術の活用、③従来の読み書き指導アプローチとコンピュータ・ベースの学習との併用、④家庭で利用できる維持／拡大プログラムの開発、⑤参加者自身が作るニュースレターを通じて、現在及び過去の参加者がお互いにつながりをもつ、⑥カフェテリア、体育館、図書館、ミュージアムなど年齢にふさわしい大学構内施設の利用、などの特徴をもっている。

指導方法としては、①指導者が活動をモデル提示して分かりやすく教える、②書字と視覚的言語、音声言語を階層化する、③読むこと、書くこと、考えることを指導者がガイドしながら特定のトピックについて話し合う、④短い活動を多く繰り返す、⑤読み物を参加者が共同で作る、⑥努力や行為のポジティブな側面を強調する、⑦さまざまな活動を通じて読み書きの学習を楽しくする、などの特徴をもっている。

3) 実際の学習場面の概要

センター長からセンターの設立経緯など概要説明を受けた後、ダウン症候群研究プロジェクトの研究担当者であるアン・ジョブリング博士：Dr Anne Jobbling、ラッチオン・プログラムの担当研究者であるカレン・モニ博士：Dr Karen Moniのガイドで実際の学習場面を見学した。この日の参加者は男性4名、女性1名で、うち男性1名が2年目の参加であった。

この日のトピックは「マイ・ベスト・クリスマス」で、1名の指導者がトピックについて説明しながら、各参加者に質問をしていき、質問の答えをホワイトボードに書き留めていた。質問は4つあり、最初は「誰と過ごしたか」（ボードにはWHOと書かれている）という質問で、MumやDad、人の名前の答えが出た。2番目は「どこだったか」（WHERE）の質問で、at home, the ocean, in the pool, picnicなどの答えが出た。3番目は「何を食べたり飲んだりしたか」（FOOD/DRNK）という質問で、roasts, Christmas cake, vegetable, fruits and nutsなどの答えが出た。最後の質問は「どんな気分だったか」（FEELING）で、happy, excited, great, good, boringなどの答えが出た。その後、どうしてそんな気分になったかを各自が自分の用紙（最初の数単語が書いてありその後を自分で考えて書くようになっている）に書いていく活動に移った。この活動では、指導者と2名のアシスタントが交代で参加者に付き、文章を完成させるような手助けを行っていく。次に、こうして完成させた5－8行程度の文章をもってコンピュータのあるところに行き、手書きの文章を見ながらタイプする活動に移った。どの参加者も、この活動を援助なく行っていた。

こうして出来上がった作品は、テーマ別（たとえば、Best Day, Places, Friends, Growing up, Dreams and Delightsなど）に、また個人別にコレクションにされ、読み物として利用されるところであった。こうした読み物を図書として借り出すことによって、家庭で読む練習をしたり、友達のことを知ったりできるという。

ラッチオン・プログラム終了後のフォローアップは行っていないが、多くの参加者がEメールを通じて読み書きの学習を続けているようである。現在、プログラムへの参加希望が多く、技術継続教育プログラムに位置づけられるようライセンスを申請する

と同時に、ラッチオン・プログラムの指導者養成に取りかかっているとのことであった。

5. 初等教育学校における障害学生支援の取組 ーフォレスト・レイク州立初等教育学校ー

1) はじめに（フォレスト・レイク州立初等教育学校の概要）

QLD州の州都ブリスベーンの西に位置し、ベットタウンでもあるフォレスト・レイクにある州立の初等教育学校で、比較的大規模校である。訪問したのは、学内に設けられたフォレスト・レイク・スペシャル・エデュケーション・ユニットである。

2) 同じ教室内での授業（Special Unit）

フォレスト・レイク・スペシャル・エデュケーション・ユニットの特徴は、スペシャル・エデュケーション・ユニットに通常の学級の一つが完全に同居していることである。同居しているクラスの先生は、比較的、障害に理解のある先生であるが、教室内は仕切りのないオープンスペースで、通常の授業が行われており、真後ろで障害のある児童個別の指導や、自立的に行う課題などが取り組まれていた。まだ他の学校には、ユニットに一日中居て、ほとんど通常の学級の児童とは出会うことさえない環境にあることも多いが、フォレスト・レイクでの先駆的な取組を参考にしてユニットを開放したり、ユニット自体に学級を移動させたりすることも見られてきた。

3) Lifelong Learning Principles（生涯学習の視点）を組み込んだ授業計画

実際の授業は、グループや個別指導、自立的な学

習等の形態に分かれて行われていた。その際、授業計画（別紙資料参照）を資料として提供された。そこにはLifelong Learning Principles（生涯学習の視点）の欄が設けられ、「コミュニケーションすること」「創造すること」「調べること」「関係すること」「自らを省みること」「考えること」の観点が示されている。この観点を将来に向けて発展させることを意識しながら授業計画が組まれるよう配慮されている。

また、科学技術の統合（Technology Integration）という欄が設けられ、インターネットやe-mail、ファックス等の利用も授業の中で計画的に行われていることが分かる。

4) 障害者の職場体験プログラム

フォレスト・レイク州立初等教育学校には比較的大きな図書館があった。見学を進めるうちにそこで司書見習いとして実習中の、近くの私立高等学校に在籍するダウン症の生徒さんに出会った。ジョブコーチとして一人の実習担当の先生が支援をしながら、図書の整理や掃除を主な仕事として行っていた。

文献

The University of Queensland(2002) Annual Report 2001. Student Support Services. The University of Queensland.

The University of Queensland(2001) Disability Action Plan. Reviewed by the Vice-Chancellor's Disability Reference Committee in August 2001. The University of Queensland.

